

告 示

埼玉県選管告示第五十一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設から、次のとおり名称の異動の届出があった。

平成二十八年七月一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

旧	新	
医療法人社団大成会 武南病院	社会医療法人社団大成会 武南病院	施設の開設主体及び名称
埼玉県川口市東本郷二千二十六番地		所在地